

【相良村】

端末整備・更新計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
① 児童生徒数	284人	267人	271人	252人	231人
② 予備機を含む 整備上限台数	326台	307台	0台	0台	0台
③ 整備台数 (予備機除く)	0台	267台	0台	0台	0台
④ ③のうち 基金事業によるもの	0台	267台	0台	0台	0台
⑤ 累積更新率	0.0%	100%	98.5%	106.0%	115.6%
⑥ 予備機整備台数	0台	40台	0台	0台	0台
⑦ ⑥のうち 基金事業によるもの	0台	40台	0台	0台	0台
⑧ 予備機整備率	0.0%	15.0%	0.0%	0.0%	0.0%

(端末の整備・更新計画の考え方)

- ・GIGA第1期の令和3年3月に端末を整備し、令和7年度に児童生徒分および予備機を熊本県共同調達にて小学校2校、中学校1校の児童生徒合計台数を更新し、令和8年度からの新規端末の運用開始を目指す。
- ・令和8年度に児童生徒数が③整備台数が上回るが、翌年度以降、減少傾向にあるため予備機にて対応する予定としている。

(更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について)

○対象台数： 354台 (予備機を含む学習者用端末)

○処分方法

- ① リユース端末については、現端末のOSアップデート・設定変更等を行う。使用可能分については、予備機および教職員、特別教室用の端末として使用を予定である。
- ② 破損等による使用不可の端末については、修理可能か否かの検証を行い、修理金額が高額でない場合は修理を検討する。高額および不可の分に関しては、小型家電リサイクル法の認定業者に処分及びデータ消去を依頼し、端末部品等の再資源化に努める。

○端末のデータの消去方法

- ① 端末管理をICT支援員に委託をしている観点から、データ漏洩が発生しないよう、適正にデータ消去および初期化等を行ってもらい、安全にリユースできるように努める。
- ② 修理不可端末の処分については、処分業者でのデータの物理的破損を行い、確認書類を提出してもらう予定である。

○スケジュール (予定)

令和7年10月 データ移行・試験運用開始

令和8年4月 新規購入端末の使用開始

令和9年以降 処分業者について選定し、再使用・再資源化についてはデータ消去をHDの物理破壊にて行ってもらい業者が引き受けることを想定している。引き渡し時期についても、令和9年度以降に業者と調整し行う予定である。